

## 福祉厚生常任委員会審査日程

招集日時：令和5年12月7日（木曜日）午前10時00分

場 所：議事堂大会議室

※議案第60号の質疑と付託議案外質疑は、事前に文書で通告

### 1. 開議

### 2. 議案審査

議案番号	件 名	備 考
議案第60号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）（所管事項）	
議案第62号	令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	一括議題
議案第63号	令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
議案第64号	令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
議案第65号	取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	

### 3. 付託議案外質疑

### 4. 市長提出議案の討論・採決

### 5. 請願審査

議案番号	件 名	備 考
請願第43号	保育士等の処遇改善に関する請願	請願者発言

### 6. 請願の討論・採決

### 7. 令和5年度第2回意見交換会時のご意見・ご要望について

### 8. その他

### 9. 散会

※審査は議案番号順に行いますが、審査状況により変更となる場合があります。

※議案質疑・議案外質疑に係る原則課長補佐職以上のみ、かつ、自己の所管業務に関する部分に限ってのみの出席をお願いします。

福祉厚生常任委員会  
「付託議案外」 質疑事前通告一覧表

令和5年第4回定例会

質疑 順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨
1	石井めぐみ 委 員	フレイル予防について	1 健康寿命を延ばす社会参加 2 普及啓発
2	齋藤久代 委 員	「カームダウン・クールダウンスペース」の設置について	1 「ピクトグラム」の周知、理解を深める取組 2 市役所などにスペースの設置
3	遠山智恵子 委 員	保育行政について	1 第5次保育所整備計画策定に向けて、目的・方針 2 今後のスケジュール 3 保育ガイドラインの策定を求めるかどうか
		介護保険事業について	1 ケアマネジャーやヘルパー等の人材確保状況 2 第5圏域地域包括支援センターの運営状況 3 ニーズ調査回答結果をどのように受け止め生かすのか 4 計画策定に併せて市独自の支援策を図るべき
		障害者基幹相談支援センター新設について	1 進捗状況 2 課題とその対応
		地域福祉計画の推進について	1 誰もが安心して住み続けられるための要となる計画と捉えているが、庁舎内での位置付け

## 取手市での幼稚園教諭・保育士確保の状況について

令和5年11月

### 【 保育業界で上がってきた様々な問題 】

- ・不適切保育
- ・園児への虐待
- ・保育士不足による待機児童問題
- ・保育士の離職率の高さ→厚生労働省によると10年以上の経験を持つ保育士は全体の約20%。若いうちに退職してしまう方が多い。
- ・潜在保育士→現場で働く保育士が約59万人に対し、資格を持っているのに働いていない潜在保育士は約95万人いる(2018年)

### 【 取手市の幼稚園、保育園の現場の状況 】

- ・職員不足により、園児の受け入れを制限している園もある。
- ・職員数に余裕が無く、園長が保育をしたり、預かり保育を見たりするケースも少なくない。
- ・採用しても長く続かない職員も多く、質を保つことが難しい。
- ・特別な支援を必要とする園児の数が増加傾向にあり、必要な職員数が増えている。

### 【 取手市の教員・保育士達の声 】

令和5年7月には取手市役所の子育て支援課が現場で働く保育士に対してアンケートを実施しています。 ※詳細は別添えの資料をご確認ください。

- 「保育士(保育教諭)として働くことについて、どの程度の満足感ですか?」との問いに対して「非常に満足」はわずか13.8%、「やや満足」は20.7%と肯定的に受け止めている人は34.5%となりました。逆に「やや不満」は27.6%「非常に不満」は1.7%と29.3%の人が不満を抱いている状況。
- 「今後も保育士(保育教諭)として働きたいですか?」との問いにはおよそ半数の48.3%の人が「いいえ」「わからない」と答えている。
- 「現在の職場で、保育士(保育教諭)不足を感じますか?」と現場の先生たちに聞いた質問には、66.1%の先生が「はい(不足していると感じる)」と答えている。



取手市の保育現場もひっ迫している。  
早急に対策が必要である。

## 【 課 題 】

質の高い幼稚園教諭・保育士の確保  
現場が心に余裕を持てるだけの職員数の確保

## 【 職員採用に向けての取り組み 】

### ★茨城県私立幼稚園・認定こども園連合会取手地区の合同就職説明会

取手地区(取手市、守谷市、竜ヶ崎市、つくばみらい市、利根町)にある私立幼稚園・認定こども園では毎年、合同就職説明会を行っております。

以下、過去4年間の状況

年	月	開催場所	参加人数(求職者)
令和2年	9月	取手ウェルネスプラザ	7名
令和3年	8月	取手ウェルネスプラザ	新型コロナウイルスのため中止
令和4年	8月	取手ウェルネスプラザ	8名
令和5年	6月	つくば市 ホテル東雲	3名
令和5年	9月	取手ウェルネスプラザ	2名

### ★各大学への求人票の掲載

★教育実習生の採用 → 幼稚園や保育園で働く意思はなく、資格取得のために実習する学生も多く、採用には結び付きにくい。

### ★求人広告の活用

1社あたり数十万円～100万円程度費用がかかり、効果の有無は不明。

### ★人材紹介会社の活用

人材紹介会社を利用し、職員を採用しているケースも多くあります。

一人当たり年収の30%程度の紹介料がかかるため、常勤職員一人に対して100万円以上の費用がかかることもあります。

→ここ数年は、紹介も少なくなっている傾向がある。

職員の確保に向けて様々な取り組みを行っているが、園の負担も大きく、幼稚園教諭・保育士の確保が非常に困難な状況である。→県外・他市町村に人材を取られているのが原因である。

実際、つくば市でも園を運営している法人では、「つくば市では職員が集まるが、取手では難しい。」という状況である。

## 【 取手市の近隣市町村の状況 】

### 《松戸市》

- ・(進学後)就学資金貸付 最大192万円  
松戸市で月額3万円(最大72万円)  
千葉県社会福祉協議会でも月額5万円(最大120万円)を行っている。
- ・就職準備金 貸付 最大10万円
- ・家賃補助制度 年間36万円  
※保育士として勤務した年から4年間、賃貸住宅の家賃を補助
- ・宿舍借上支援制度 年間76.8万円
- ・奨学金返済支援制度 最大90万円  
※正規保育士として勤務している間、初回の返済から数えて90万円まで奨学金返済支援金は支払われる。月額上限15,000円
- ・松戸市手当 年間54万円～93.6万円  
正規雇用の保育士に施設からの給料とは別に毎月45,000円～78,000円が松戸市から支給
- ・資格取得費助成 最大15万円  
保育士試験受験のための講座受講にかかる費用を助成。
- ・功労者表彰  
勤続10年の保育士に、表彰状と記念品(クオカード3万円)を贈呈  
↓  
結果 新規採用1年目に松戸市から149.8万円の支援を受けられる。

### 《柏市》

- ・処遇改善事業  
正規雇用 保育士  
月額40,000円～43,000円を補助  
なお、43,000円のうち、40,000円については、対象者本人に給与として毎月支給。差額の3,000円は園の裁量により、対象者または対象者以外の者に支給される。  
正規雇用 保健師・看護師  
月額30,000円～33,000円を補助  
なお、33,000円のうち、30,000円については、対象者本人に給与として毎月支給。差額の3,000円は園の裁量により、対象者または対象者以外の者に支給される。  
非正規雇用 保育士・保育教諭  
1日6時間以上かつ月20日以上勤務が対象  
月額20,000円を補助

### 《我孫子市》

#### ・給与加算手当補助制度

常勤保育士・保育教諭・看護師

勤務4年未満…45,000円

4年以上7年未満…48,000円

4年以上10年未満…51,000円

10年以上…55,000円

非常勤(1日6時間以上かつ20日以上)

月額20,000円

#### ・保育士宿舍借り上げ支援制度

市内の保育所等を経営する事業者が借り上げた宿舍に、雇用する保育士が入居した場合、一人当たり60,000円を上限に補助する。我孫子市に住民票を移す必要あり。

### 《つくば市》

#### ・給与加算手当補助制度

常勤 月額3万円

#### ・保育士就労促進助成金(家賃補助)

新たにつくば市に転入し、常勤保育士を対象

最大 月額2万円×12か月

家賃が月額4万円未満の場合は、家賃月額の1/2の額

### 《牛久市》

#### ・正規雇用 月額15,000円の給与上乘せ

#### ・未就学児を持つ保育士の子どもの保育料の半額(月額上限27,000円)を貸付

2年間勤務すると全額返済免除

↓

・取手市で幼稚園教諭・保育士として働くメリットが無い。

・就職説明会に参加しても、茨城県のブースに来る学生がほとんどいない。

・つくば市にある施設には、求職者からの問い合わせがある。

## 《流山市》

### ・特例保育士処遇改善事業

正規保育士…月額43,000円

準保育士(正規保育士以外で1日6時間かつ月20日以上勤務する者) …月額20,000円

### ・保育士宿舎借り上げ支援事業

流山市内の施設が、勤務する保育士のために宿舎(アパート等)を借り上げた場合に、経費の一部を補助する。流山市に住民票があり、市内の施設で勤務する常勤保育士が対象。

賃借料から保育士の本人負担額を差し引いた事業主負担額と補助基準額(67,000円)を比較して、いずれか少ない額に4分の3を乗じた額を補助する。

## 【流山市の取り組み】

「母になるなら、流山市。」をキャッチフレーズに、約20年かけ子育て支援に積極的に取り組んだ結果、人口の大幅な増加を達成している。

## 【 私たちの主張 】

○保育士(保育教諭)の確保に向け、市独自の取り組みを行っている市町村も多い。

近隣の市町村で手厚い対応を行っていることもあり、あえて取手市で働くメリットが無いと感じる幼稚園教諭・保育士が多い。そもそも、就職先として真っ先に除外されてしまい、取手市で保育することの良さを知ってもらえないのが非常に残念である。条件をある程度同じくすることで、取手市で働くことをアピールするきっかけとしたい。

○取手で生まれた子ども達が豊かに幸せに育つことのできる環境を整えたい。

子どもが好きで幼稚園教諭・保育士になった先生たちが、心に余裕を持ち、子どもの幸せを願って一生懸命に働ける環境づくりを行いたい。



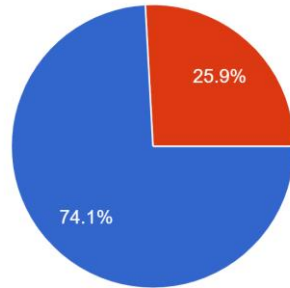
必要な職員数を確保する  
質の高い先生を確保する。

その為の取手市のサポートが必要です！

保育従事者用 保育環境支援に関するアンケート結果

現在の職場はどちらになりますか？

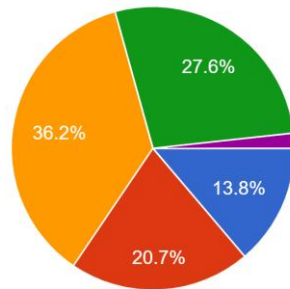
58 件の回答



- 保育園（事業所内保育事業を含む）
- 認定こども園
- 子ども・子育て支援施設（病児保育・一時保育施設等）

現在、保育士（保育教諭）として働くことについて、どの程度の満足感ですか？

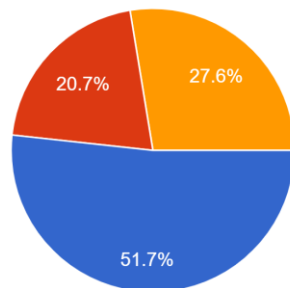
58 件の回答



- 非常に満足
- やや満足
- 普通
- やや不満
- 非常に不満

今後も保育士（保育教諭）として働きたいですか？

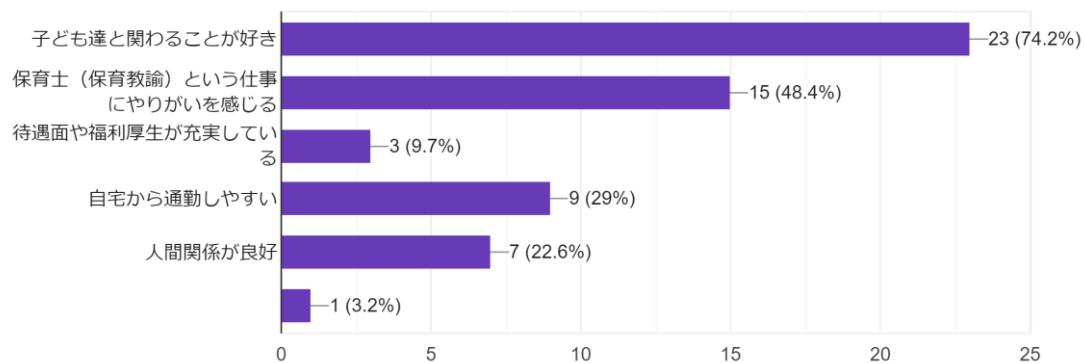
58 件の回答



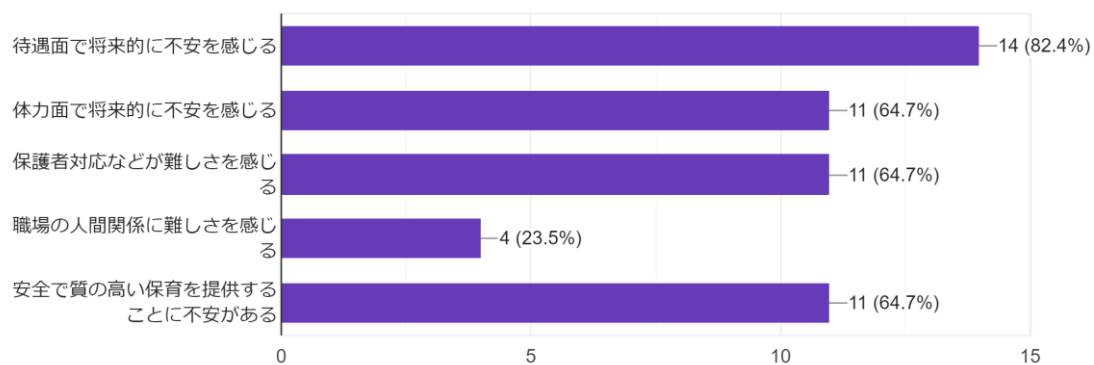
- はい
- いいえ
- わからない



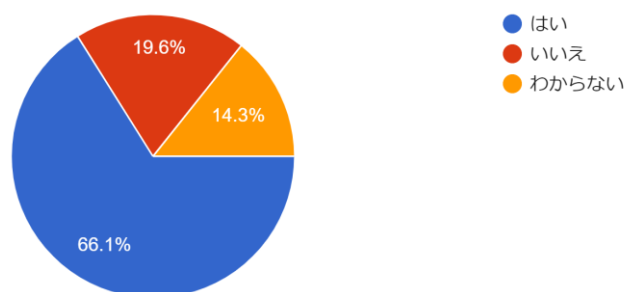
上記で「はい」を選択された方は、保育士（保育教諭）として働き続けたい理由はなんですか？  
31件の回答



上記で「いいえ」を選択された方は、保育士（保...諭）として働き続けたくない理由はなんですか？  
17件の回答

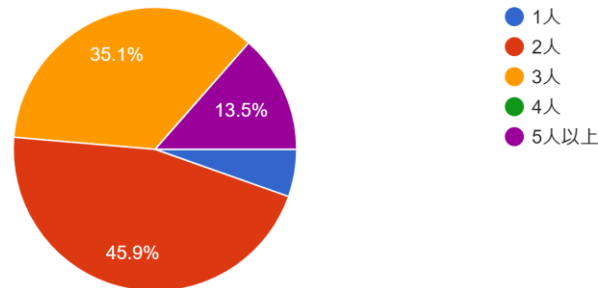


現在の職場で、保育士（保育教諭）不足を感じますか  
56件の回答



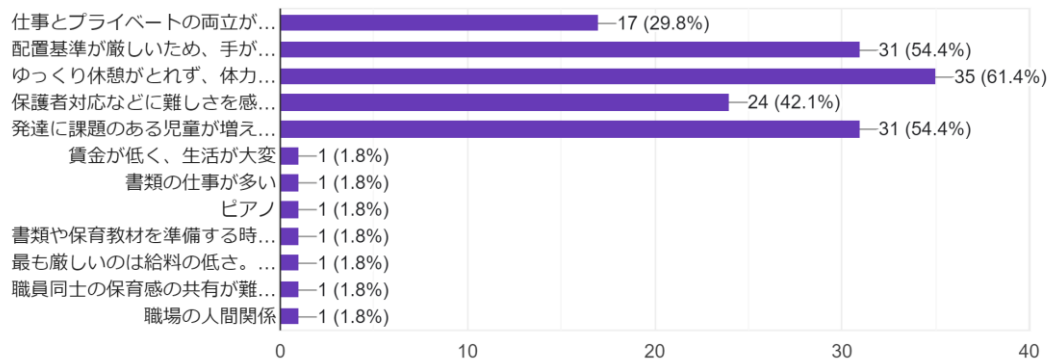
上記で「はい」を選択された方は、不足人数は何人程度だと思われますか？（  
常勤の人数でお答えください）

37件の回答



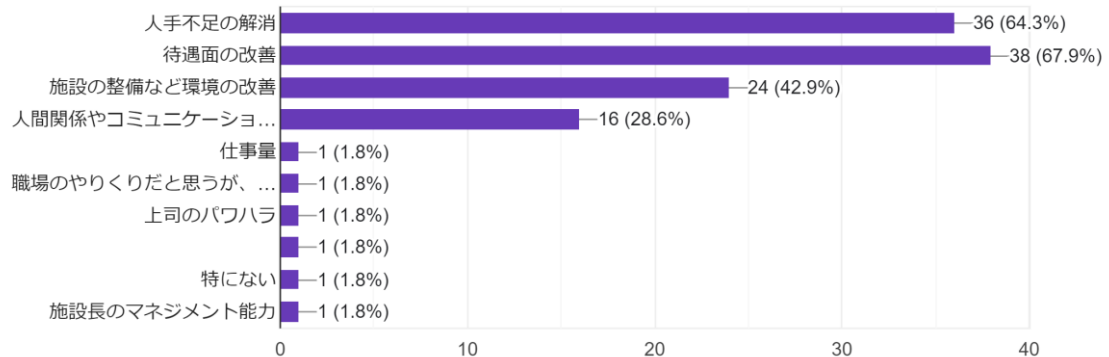
保育士（保育教諭）として働く上で最も大変だと思うことは何ですか？

57件の回答



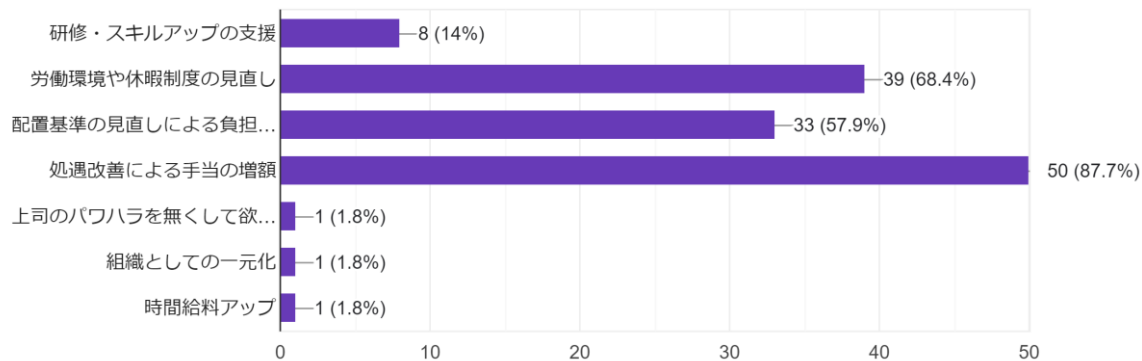
現在、働く職場環境にどのような課題があると思いますか？

56件の回答



長く保育士（保育教諭）として働き続けるために、どのような支援を希望しますか？

57件の回答



Q、その他、取手市に対して、要望することがあればお聞かせください 21 件の回答

賃金改善をお願いします。

他県や他の市のような手当てがあると助かります。

手当て増額

保育士の給与を公立保育所と同等にしてほしい

異次元の少子化対策などのニュースを見て、子育て家庭への支援は多く考えられていますが、保育従事者への待遇や、保育士不足の現状もちゃんと考えてほしいです。

各園への見回り

様々な基準を守って頑張っている園に対しての補助

どの職種でも言えることなのですが、定年後に働こうと思っても、給料の点で現在の半額近くになってしまうようです。定年を迎えられる先生方の中には、とてもそのような年齢には見られないほどパワフルに動ける方も多くいらっしゃいます。今まで積

み上げてきたスキルを若い世代に伝えるためにも、定年の年齢をのばしたり、嘱託として残るにしても給料の改善が見込められるよう、考えていただきたいです。

取手市全体のお給料をアップして、  
柏に流れず取手に保育士が来てくれるようにしてほしい。

このアンケート結果をもとに改善してほしい

このアンケート結果を 本心に 活かして改善してほしい

処遇改善をお願いします。

今の保育士不足の現状を上の人間が把握し、うごいていただきたい。

保育教諭としてプライベートも時間を削り仕事をしなくてはいけない現状のなか、手当てがないのでやる気が見出だせません。手当てがほしいです。

保育士を優遇する地域があることに魅力を感じます。取手市ではメリットを感じられず、ここで保育士をする必要はないのでは...と引っ越しまで考えていたところです。また、保護者からの理解が得られず、集団生活の難しいお子さんがかなり増えていきます。それに対し余裕のある配置ではなく、現場は疲弊しています。虐待などが問題視される中、ゆとりのある保育とはなんなのだろう？と疑問に思うことが増えました。保育環境が早急に改善されることを願います。

処遇手当を上げないと、保育士のなりてがいなくなってしまう。

取手市の保育士として働きたいと思えるような魅力がないと良い人材程他市町村に取られてしまうと思います。取手市独自の配置基準を作って人を増やして沢山の目で保育が出来る体制作りを希望します。もっとじっくり子ども達とかかわるゆとりが欲しいです！

他市町村と比べて手当や補助金などが少なく、取手市で保育士をながく務めたいという意欲には繋がっていない。同じ業務内容ならばつくば市や千葉県で働こうとも考える。

取手の公立出身の多くの方の休憩の意識、考えが古いです。びっくりしました。午睡中添い寝で少し寝る……や午睡の部屋でお茶を飲む…子どもの様子をみながら休憩…など当たり前話しています。私は休憩は子どもから離れて1時間とるよう指導されてきました。休息する事で身も心もリフレッシュされ、事故防止にもつながると。おかしな事を言う方が、指導の立場に立つ事がおそろしい。是非、休憩がきちんととれているか、全員調査してほしいです。

給料を増やしてください。

市立と私立では待遇面や人員配置に差がありすぎる。私立の実態をもっと把握してほしい。

【福祉厚生常任委員会】令和5年度第2回市民との意見交換会の要望・意見調査報告

項目	想定される担当課	要望・意見	現状（回答）
1	子育て支援課	3人の子育てをする中で、様々な行事等でほかの子供を誰かに預けたいと思っても難しいときがあり、負担の少ない方法で子供を預けられる施設等を検討してほしい。	<p>保育所等に入所している児童であれば、保育所に預けることは可能です。料金については保育料に含まれます。3歳以上であれば無償化の対象です。保育所等に入所していない児童で、満1歳からであれば一時保育が利用可能です（一部の園については6か月から）。料金は3歳未満児が1時間300～400円程度、3歳以上児の場合は1時間150～200円程度で、給食費別途となります。</p> <p>生後6か月から小学校6年生までの児童であれば、ファミリーサポートセンターが利用可能です。入会金は1,200円、サポート料金が1時間700円です（行事など土日等である場合は1時間800円）。申請により助成金1時間200円が還付されます。</p>
2	高齢福祉課、障害福祉課	障がい者、移動困難者の移送手段について、現状働いている有償ボランティアの方々の高齢化や担い手不足の問題で今後が不安。また、福祉輸送なので対象外になる人がいるがその方々も困っている。市からの支援、協力をいただけないか。	市内の4団体が、要支援・介護の高齢者や障がい者に向け実施している福祉有償運送、通称「移送サービス」は、運転者講習を受けた有償ボランティアのドライバーにより支えられています。現在、各団体のボランティアの高齢化が進んでおり、事業の継続には、新たな担い手の確保が必要です。取手市では各団体の活動を定期的に「広報とりで」に掲載するとともに、運転者講習が開催される際にも、「広報とりで」で広く周知しております。引き続き、福祉有償運送の団体、また利用者に対し、支援を行ってまいります。また市民の移動手段については、公共交通担当部署とも連携し、取り組んでまいります。
3	国保年金課	子育て世代を呼び込むには分かりやすいアピールが必要、もっとイメージアップにつながる子どもの医療費ゼロのような施策を検討してはどうか。	小児マル福（県と共同事業）及び「ぬくもり医療」（取手市単独事業）において、18歳までの医療費の助成を実施しており、いずれの制度も自己負担を設けていますが、無料化するには市独自で新たな財源を必要とすることから、医療費の無料化（ゼロ）については県下統一された制度で取り組むのが望ましいと考えます。

項目	想定される担当課	要望・意見	現状（回答）
4	保健センター、高齢福祉課、国保年金課	取手市は医療介護が充実していることをプロモーションすべき。	<p>市内の医療体制の確保及び各種事業の実施においては、公益社団法人取手市医師会と連携し、先生方には各種医療で多大なご支援をいただいております。</p> <p>特にJAとりで総合医療センターと取手北相馬保健医療センター医師会病院は、地域の医療機関の医師により詳細検査や専門的医療が必要と判断された患者に対して、適切な医療を提供することを目的とした病院として「地域医療支援病院」の県指定を受けています。またこの2つの医療機関は、高度・先進医療の提供という役割とともに、災害医療、小児医療、感染症医療などにおける重要な役割を担っていただいております。コロナ禍においては、多大なご支援をいただいております。</p> <p>今後も高齢化が急速に進む中では、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年に向けてさらなる在宅医療と介護のニーズが増えていくことが予想されます。そのような中で現在市内には在宅医療を担う在宅療養支援診療所が8箇所、在宅療養支援病院が3箇所の合計11箇所存在しており、ある程度充実しております。</p> <p>引き続き取手市の医療介護体制を拡充しながら、どのようにPRすべきかについては、医療や介護の資源を勘案しつつ、庁内の関連部署及び医師会と相談しながら検討していきたいと考えています。</p>
5	高齢福祉課	かたらいの郷で靴の盗難が続いており、モニターにも写っていないので靴箱にカギを付けてほしい。また、「盗難注意」の張り紙を。	指定管理者によりますと、靴の取り違えについては、2～3か月に一度ほど発生しているとのこと。かたらいの郷では、施設内の各所に履き物や所持品の取違い防止のために、注意喚起の掲示をしております。また、ご自身での靴袋のご準備・お手元での管理もお勧めしております。現在のところ、ボックス型・鍵付きの靴箱の設置の予定はございません。

項目	想定される 担当課	要望・意見	現状（回答）
6	高齢福祉課	「湯楽の里」の閉店ということもあり、労働者の利用を考えると、かたらいの郷の開館時間の延長を。	かたらいの郷については、「取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例」において、その利用時間を定めており、午前9時から午後5時まで（7から9月の夏期は午前9時から午後7時まで、入浴は通年午前10時から）となります。昨今の物価高、特に燃料費の高騰は、入浴施設の経営に影響を受けており、近隣市では、運営する入浴施設について、今後の施設のあり方と事業運営について見直しを行うため休止（休館）することです。かたらいの郷についても、現行の利用時間の中で、ご利用者の声を聞きながら、継続的に運営してまいります。



議員提出議案第 号

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり，取手市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年 月 日

取手市議会議長 金澤 克仁 殿

提出者 取手市議会議員

// //

// //

// //

// //

// //

// //

// //

提案理由

国民健康保険の被保険者のうち，18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る被保険者均等割額を免除するため，本条例の一部を改正するものです。

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険税条例（昭和48年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、市長は、国民健康保険の被保険者のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る被保険者均等割額を免除する。</u></p> <p><u>3 第1項又は前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第1項第3号に掲げる者又は前項に規定する者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>	<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者(未就学児である第1子を除く。)</u> <u>が属する世帯の者</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、<u>前項第3号及び第4号</u>に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>

4 (略)

付 則

1 から 14 まで (略)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る国民健康保険税の減免の特例)

15 及び 16 (略)

17 付則第 15 項の場合における第 25 条第 3 項の規定の適用については、同項ただし書中「第 1 項第 3 号に掲げる者又は前項に規定する者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす」とあるのは、「市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

3 (略)

付 則

1 から 14 まで (略)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る国民健康保険税の減免の特例)

15 及び 16 (略)

17 付則第 15 項の場合における第 25 条第 2 項の規定の適用については、同項ただし書中「前項第 3 号及び第 4 号に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす」とあるのは、「市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第 25 条の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。